

屋外広告物のルールを守り みんなで築こう富士山の庭園都市



屋外広告物の表示・設置には許可が必要です。

富士宮市では、広告物の安全性を確保するとともに、周辺景観との調和による美しいまちづくりを目指すため、富士宮市屋外広告物条例を制定しています。

1 屋外広告物とは

屋外広告物法では、「屋外広告物」とは次の4つの要件を満たすものです。

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- 街頭などで配られるビラやチラシは含まれません
- 屋外で表示されるもの
- 建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません
- 公衆（不特定多数の人）に表示されるもの
- 駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

富士宮市

2 富士宮市屋外広告物条例の規制内容

① 屋外広告物の規制

富士宮市では、市内に規制地域を指定し、屋外広告物の規制を行っています。規制地域内に広告物の表示をする際は、許可が必要な場合があります。(許可不要の広告物については、【⑤屋外広告物条例の適用除外】をご覧ください。) また、表示する広告物は市条例で定められた基準に適合するものでなければなりません。

② 屋外広告物は広告の種類や内容などによって大きく3つに区分されます。

- 自家広告物 … 自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に表示、設置する広告物
- 案内広告物 … 広告物に、矢印や案内図などを掲載し、誘導を図るもの
- 一般広告物 … 自家広告物や案内広告物などに該当しないもの

③ 禁止物件

主な禁止物件



- 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
- 石垣、擁壁
- 街路樹、路傍樹
- 煙突
- 郵便ポスト、電話ボックス
- 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止め、里程標、カーブミラー
- 送電塔、照明塔
- 消火栓、火災報知器
- パーキング・チケット発給設備
- ガスタンク、水道タンク
- 銅像、神仏像、記念碑 など

④ 許可の基準

共通基準

- ・ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ・ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- ・ 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること。
- ・ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- ・ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ・ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- ・ 壁面広告の強調色は建物の見付面積の1/10以下(屋根部分を含む)であること。
- ・ 点滅する光源を持つ電飾広告物は5m以下とすること。
- ・ 看板の地色に蛍光色を使用しないこと。
- ・ 高さ10mを超える看板の地色は景観計画に定める景観形成基準の最低基準色(外壁基調色)の範囲内とすること。
- ・ 景観重要公共施設の道路境界から10m以内及び風致地区内に建てられる屋外広告物の脚柱はダークブラウンにすること。

個別基準

広告物の地域区分に合わせた許可基準を設けています。注：1面とは1つの面、全面とは2つ以上の合計の面

- 自(自然公園規制地域) 1重(第1種特別重点規制地域) 2重(第2種特別重点規制地域) 3重(第3種特別重点規制地域)
 1特(第1種特別規制地域) 2特(第2種特別規制地域) 1普(第1種普通規制地域)

自家広告物

自 屋上広告の掲出不可

広告塔

自 高さ5m以下、1面の面積5㎡以下(全面10㎡以下)。光源が白色系。動光・光の点滅でないもの。色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないもの。

- 高さ: 1重 3重 8m以下
 2重 1特 10m以下
 2特 1普 15m以下
- 1面の面積: 1重 2重 15㎡以内
 3重 1特 2特 1普 30㎡以内

広告板

自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 高さ: 1重 2重 5m以下
 3重 1特
 2特 1普
- 全面の面積: 1重 2重 15㎡以内
 3重 1特 30㎡以内
 2特 1普

屋上広告

・ 建築物の壁面から突き出ないこと。
 ・ 木造建築物の棟の上には設置しないこと。

- 高さ: 1重 2重 建築物の2/3以下
 3重 1特 かつ5m以下
 2特 建築物の2/3以下
 かつ10m以下
 1普 建築物の2/3以下
 かつ15m以下

壁面広告

- ・壁面の端から突き出ないこと。
- ・窓その他の開口部を覆わないこと。

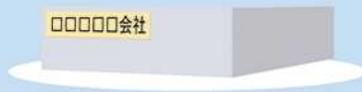


自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1重2重** 壁面面積300㎡未満：壁面面積の1/5以内
3重1特 (ただし、壁面面積の1/5が15㎡に達しない場合、
2特1普 壁面広告は15㎡以内とする)
 壁面面積300㎡以上：壁面面積の1/10以内
 (ただし、壁面面積の1/10が60㎡に達しない場合、
 壁面広告は60㎡以内とする)

塀の看板

- ・塀の上端及び両端から突き出ないこと。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1重2重** 塀面積300㎡未満：塀面積の1/5以内
3重1特 (ただし、塀面積の1/5が15㎡に達しない場合、
2特1普 塀広告は15㎡以内とする)
 塀面積300㎡以上：塀面積の1/10以内
 (ただし、塀面積の1/10が60㎡に達しない場合、
 塀広告は60㎡以内とする)

突出看板

- ・外壁からの出幅は1.5m
- ・歩道では地上から2.5m以上、以下。
- ・歩道と車道の区別のない道路では地上から4.7m以上間隔を空けること。
- ・上端は壁面を超えない。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1重2重** 1面の面積15㎡以内
3重1特2特1普 1面の面積20㎡以内

はり紙・はり札・立看板

壁面を利用する場合

- ・壁面の端から突き出ないこと。
- ・窓その他の開口部を覆わないこと。



塀を利用する場合

- ・塀の上端及び両端から突き出ないこと。

自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1重2重** 壁面又は塀面積300㎡未満：壁面又は塀面積の1/5以内(ただし、壁面又は塀面積の1/5が15㎡に達しない場合、壁面又は塀広告は15㎡以内とする)
3重1特
2特1普 壁面又は塀面積300㎡以上：壁面又は塀面積の1/10以内(ただし、壁面又は塀面積の1/10が60㎡に達しない場合、壁面又は塀広告は60㎡以内とする)

案内広告物

自 **1重2重3重1特2特** 屋上広告、突出看板、壁面広告、塀の看板、はり紙・はり札・立看板の掲出不可の地域

共通基準

- ・施設、事業所等への案内誘導を目的とするもの。
- ・表示内容は、施設、事業所等の名称、方向、距離など必要最小限の案内誘導を行うもので、サービス内容、商品名等、住所、電話番号の表示のないもの。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- ・1つの板面で案内広告物として効用をなすこと。

広告塔・広告板

自 高さ5m以下、個々の表示面の面積1㎡以下(全面10㎡以下)。目的、地理条件から必要と認められるもの。光源が白色系。動光・光の点滅でないもの。色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないもの。

- 1重2重** 高さ5m以下
3重1特 広告主が1者の場合の面積：1面3㎡以内、全面6㎡以内
2特 広告主が5者以上共同の場合の面積：1面10㎡以内、全面20㎡以内
1普 高さ5m以下
 広告主が1者の場合の面積：1面5㎡以内、全面10㎡以内
 広告主が5者以上共同の場合の面積：1面15㎡以内、全面30㎡以内



一般広告物

自 **1重2重3重1特2特** 広告塔、広告板、屋上広告、壁面広告、突出看板、塀の看板、はり紙・はり札・立看板の掲出不可の地域

広告塔

- 1普** 高さ15m以下 1面の面積30㎡以内

広告板

- 1普** 高さ5m以下 全面の面積30㎡以内

屋上広告

- ・建築物の壁面から突き出ないこと。
- ・木造建築物の棟の上には設置しないこと。



- 1普** 高さ：建築物の2/3以下かつ15m以下

突出看板

- ・外壁からの出幅は1.5m以下。
- ・歩道では地上から2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路では地上から4.7m以上間隔を空けること。
- ・上端は壁面を超えない。



- 1普** 1面の面積：20㎡以内

壁面広告

- 1普** 自家広告物の壁面広告と同様の規制

塀の看板

- 1普** 自家広告物の塀の看板と同様の規制

はり紙・はり札・立看板

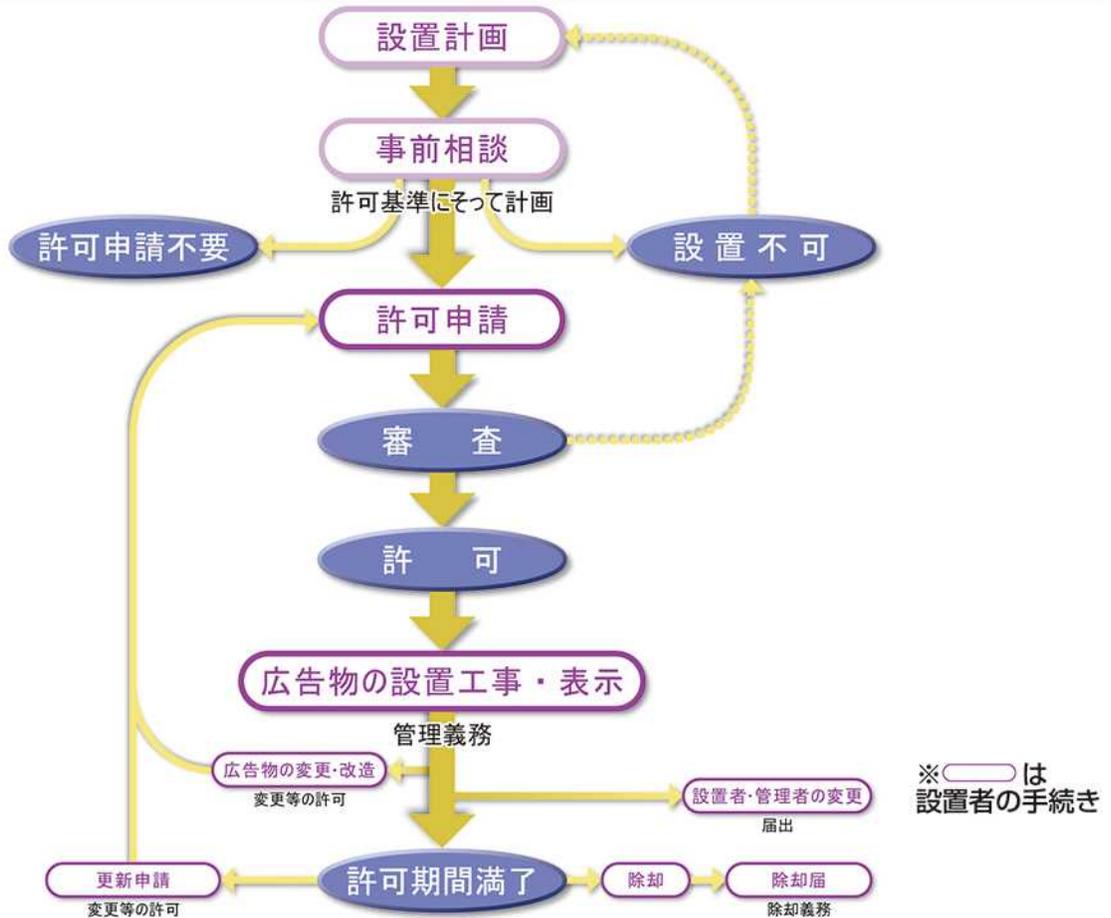
- 1普** 自家広告物のはり紙・はり札・立看板と同様の規制

⑤屋外広告物条例の適用除外

適用除外となる主な広告物

- 自家広告物で合計面積が特別重点規制地域及び、特別規制地域5㎡、第1種普通規制地域10㎡以内のもの
- 国又は地方公共団体が個別基準内で公共目的をもって表示するもの
- 町内会・自治会が個別基準内で設置する掲示板や掲示板に表示するもの
- 道路標識など法令の規定により表示するもの
- 公職選挙法による選挙運動用ポスター立札など
- 冠婚葬祭など一時的な広告物
- 催事などのため会場敷地内に表示する広告物

3 屋外広告物の許可申請手続



◆屋外広告物を表示する方へのお願い◆

- ① 事前に相談してください
許可基準にそって計画して頂くための事前相談を行っています。
- ② 広告物の個数や表示面積に応じて所要の許可申請手数料がかかります
- ③ 道路占用及び工作物確認について
道路を占用する場合は道路占用許可、高さが4mを超える広告塔・広告板などは工作物の確認申請が必要です。また工作物の確認申請が必要な広告物を堅ろうな広告物と呼び、屋外広告物に関する資格等をもった者を管理者として置かなければなりません。
- ④ 自然公園などの手続きが必要になる場合があります
- ⑤ 許可シールを貼って適正な管理を
許可を受けた広告物へ発行した許可シールを必ず貼ってください。
- ⑥ 安全点検を行ってください
広告物の倒壊や落下による事故などを防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。また、工作物の確認申請が必要な広告物(堅ろうな広告物)を設置している場合、更新申請の際、点検を行う者は、屋外広告士や、講習会修了者などの特定の資格が必要になります。
- ⑦ 許可の有効期限が切れるときは
許可の有効期間は通常2年間(簡易広告物は30日)です。引き続き表示するときは更新の手続きをしてください。表示の必要がなくなったときは、速やかに撤去してください。



屋外広告物条例に違反すると、罰金に処せられることがあります。

問い合わせ先

富士宮市都市整備部都市計画課

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 TEL(0544)22-1408/FAX (0544)22-1208
E-mail:toshi@city.fujinomiya.lg.jp